

京都市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害による被災者又はその遺族に対し、災害見舞金及び災害弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に定める「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、土砂くずれその他の異常な自然現象又は火災（以下「災害」という。）をいう。

(支給の対象)

第3条 災害見舞金は、現に自己の生活の本拠として住居の用に供している建物（以下「住家」という。）が、本市の区域内で発生した災害により、全壊、全焼、流失、半焼、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水若しくは消火活動による冠水があった世帯の世帯主又は当該世帯主に受領の委任を受けた者（以下「受任者」という。）に支給する。

2 災害弔慰金は、本市の区域内で発生した災害により、死亡した者（死亡の事実を確認することはできないが、死亡したことが確実であると推定される者を含む。以下同じ。）の遺族に対して支給する。

3 前項に規定する死亡した者及びその遺族は、本市の区域内に住所を有する者に限る。

4 前項に定めるもののほか、第2項の遺族の範囲、順位等については、京都市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「条例」という。）第4条の規定を準用する。

(災害見舞金に関する被害の認定)

第4条 災害見舞金に関する被害程度の認定は、次の区分による。

- (1) 「全壊、全焼又は流失」とは、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が当該住家の延べ床面積の10分の7以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額が当該住家の時価の2分の1以上に達した程度の被害をいう。
- (2) 「半焼」とは、住家の焼失した部分の床面積が当該住家の延べ床面積の10分の2以上10分の7未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が当該住家の時価の10分の2以上2分の1未満のものをいう。
- (3) 「大規模半壊」とは、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が当該住家の延べ床面積の2分の1以上10分の7未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が当該住家の時価の10分の4以上2分の1未満のものをいう。
- (4) 「中規模半壊」とは、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が当該住家の延べ床面積の10分の3以上2分の1未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が当該住家の時価の10分の3以上10分の4未満のものをいう。
- (5) 「半壊」とは、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が当該住家の延べ床面積の10分の2以上10分の3未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が当該住家の時価の10分の2以上10分の3未満のものをいう。
- (6) 「床上浸水」とは、浸水が床上まで達しているものであって、半壊に至らないものをいう。
- (7) 「消火活動による冠水」とは、消火活動により生活に支障をきたす程度の冠水被害があり、その修繕に費用が必要と認められるものであって、半焼に至らないものをいう。

(災害見舞金に関する世帯の認定)

第5条 災害見舞金に関する世帯の認定については、同一の住居に居住している生活単位をもって1世帯とする。

2 被害を受けた住家に2以上の世帯が居住していたときは、主たる世帯の世帯主に対して災害見舞金を支給するものとする。

3 前項に規定する世帯の人員については、主たる世帯の人員に従たる世帯の人員を加えたものとする。

(災害見舞金及び災害弔慰金の額)

第6条 災害見舞金等の額は、別表のとおりとする。

(支給の制限)

第7条 市長は、次のいずれかに該当するときは、災害見舞金等の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 被害を受けた住家に正当な権限によらないで居住していたとき
- (2) 災害世帯の世帯員による故意又は重大な過失により、被害及び死亡者が生じたとき
- (3) 条例第3条に規定する災害弔慰金が支給されるとき
- (4) 公務上又は業務上の事由による死亡者について、法令に基づく補償があるとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が支給することが不相当と認めたとき

(支給の手続き)

第8条 区長及び担当区長は、当該区及び支所の管轄区域内に災害が発生したときは、関係機関等の協力を得て直ちに災害の状況を調査し、次の各号に掲げる書類を作成するものとする。

- (1) 災害見舞金等支給世帯調書
- (2) 災害状況報告書
- (3) 被災者名簿
- (4) (1)～(3)のほか被災状況が分かる資料

2 調査等は、区役所及び支所地域力推進室総務・防災担当の職員が行うものとする。

3 調査の結果、被災世帯等が支給対象に該当すると認めたときは、作成した書類に基づき、資金前渡又は口座振替による支出の決定を行ったうえで、京都市長名で対象世帯に災害見舞金等を支給するものとする。

4 資金前渡金の管理に当たっては、京都市会計規則等の規定に基づき、適切に行うものとする。

(支給状況の報告)

第9条 区長及び担当区長は、保健福祉局長の求めに従い、災害見舞金等の支給状況を報告するものとする。

(事務処理等の監査)

第10条 保健福祉局長は、区役所及び支所における災害見舞金等に関する事務処理及び公金管理等について、適正化の推進及び不正の防止を図るため、監査を行うものとする。

2 監査は、保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課の庶務を担当する職員が行うものとする。

3 監査は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 区役所・支所における災害見舞金等に関する現金の保管及び管理状況
- (2) 区役所・支所における災害見舞金等に関する事務処理の状況

- (3) その他、保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課所管業務の適正実施について特に必要と認められる事項

4 監査は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 監査は、定期及び随時に行う。
- (2) 監査の実施に当たっては、区役所・支所地域力推進室総務・防災課長に対し、前号に掲げる監査事項に関する資料等の提出を求め、これらの資料に基づき検査を行うとともに、必要に応じ、当該総務・防災課長等に対し、ヒアリングを行う。
- (3) 監査結果については、速やかに保健福祉局長に報告する。
- (4) 改善を要すると認められる事項については、監査終了後、速やかに当該区長又は担当区長等に対し、改善すべき事項について、文書により通知するとともに、期限を付したうえ、改善結果について報告を求める。

なお、必要に応じ、改善結果について、実地による確認の監査を行う。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、災害見舞金等の支給に関し必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日以降発生した災害から実施する。

(関係要領の廃止)

2 次に掲げる要領は廃止する。

京都市火災見舞金支給要領

水害見舞金支給要領

水害特別見舞金支給要領

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

3 京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前の風水害又は火災等により死亡した編入日前の京北町の区域内の住所を有していた者（以下「旧京北町民」という。）の遺族、又は負傷した旧京北町民については、編入日前の旧京北町風水害火災等罹災者見舞金条例の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日改正）

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 30 日改正）

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に発生した災害による災害見舞金等に関する事項については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

被害の程度等		金 額	
		単身世帯	2人以上の世帯
災害見舞金	全壊，全焼又は全流出	円 20,000	円 30,000
	半焼	10,000	15,000
	大規模半壊		
	中規模半壊		
	半壊		
	床上浸水	5,000	10,000
	消火活動による冠水	5,000	7,500
災害弔慰金	死亡	1人につき30,000	